

入札説明書

令和8年度滋賀県危機管理センター
災害対策本部室映像音響システム修繕業務

令和8年（2026年）9月
滋賀県防災危機管理局

入 札 説 明 書

この入札説明書は、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号、以下「特例政令」という。)、滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)、滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年3月29日滋賀県告示第142号)、本件調達に係る入札公告(以下「入札公告等」という。)のほか、本県が発注する特例政令の適用対象となる調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

(1) 業務名

令和8年度滋賀県危機管理センター災害対策本部室映像音響システム修繕業務 一式

(2) 委託業務の内容等

災害対策本部室の映像音響システム修繕を行い、デジタル化に対応した設備更新を実施し、災害対策本部室として必要な機能を十分に確保し、継続的に運用可能な体制を構築することを目的とする。

(3) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

(4) 履行場所 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県危機管理センター

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加者に必要な資格等(平成21年滋賀県告示609号)に規定する資格を有すると認められて、滋賀県特定調達契約入札参加有資格者名簿に登載されていること。

(3) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

オ 銀行取引停止処分がなされている者

(4) 次のアからオの要件に該当する者でないこと。

ア 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する

暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

3 入札参加者に要求される事項

本入札に参加を希望する者は、入札参加者に必要な資格等（平成21年滋賀県告示609号）に規定する資格を有すると認められて、滋賀県特定調達契約入札参加有資格者名簿に登録されていること。

登録要件は以下ア～ウの通り。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく電気通信工事業に係る一般建設業の許可又は特定建設業の許可を有すること。ただし、本件工事の施工において、下請契約の総額が5,000万円以上となる下請契約を締結して施工しようとする場合にあっては、特定建設業の許可を有している者であること。

イ 県内企業にあっては、令和8年度建設工事等入札参加資格有資格者名簿に登録されており、その審査結果（審査基準日において有効であり、かつ、最新のものに限る。）における電気通信工事の総合点数が600点以上であること。

ウ 県外企業にあっては、法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果（審査基準日において有効であり、かつ、最新のものに限る。）における電気通信工事の総合評価値が1,000点以上であること。

（1）申請書類の受付期間

令和8年10月20日（火曜日）から同年11月4日（水曜日）まで（滋賀県の休日を定める条例（平成元年滋賀県条例第10号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（2）申請書類の受付場所

滋賀県知事公室防災危機管理局危機管理室管理係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号（滋賀県危機管理センター4階）

電話 077-528-3436

FAX 077-528-6037

4 入札執行の日時、場所等

（1）契約条項を示す場所および入札説明書等の交付場所

滋賀県ホームページ (<https://www.pref.shiga.lg.jp/menu/14970.html>)

(2) 入札書の提出場所および問い合わせ先

滋賀県知事公室防災危機管理局危機管理室管理係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 (滋賀県危機管理センター4階)

電話 077-528-3436

FAX 077-528-6037

(3) 契約条項を示す期間

令和8年10月20日(火曜日)から同年11月30日(月曜日)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とする

(4) 入札説明書の交付方法

県ホームページからダウンロードする方法により交付する。なお、これ以外の方法での交付は行わない。

(5) 入札説明会の日時および場所

行わない。

(6) 入札書の受領期限

令和8年11月30日(月曜日) 17時00分

(7) 開札の日時および場所

令和8年12月1日(火曜日) 9時30分

滋賀県大津市京町4丁目1番1号 滋賀県危機管理センター3階災害対策室12

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 入札参加者またはその代理人は本件調達に係る公告、本入札説明書、仕様書および契約書(案)を熟覧のうえ、入札しなければならない。

(3) 入札参加者またはその代理人は、別紙様式1による入札書を4(2)に示す場所に、4(6)の入札書の受領期限までに持参または郵送により提出しなければならない。なお、封筒の表に「入札書」と朱書きし、件名を併記しなければならない。また、郵送により提出する場合は、書留郵便(一般書留、簡易書留)で送付しなければならない。入札書は、指定様式以外は無効とする。

(4) 入札書の氏名欄には入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名)の記入および押印(外国人の署名を含む。以下、同じ。)または代理人の住所、氏名の記入および押印が必要である。また、代理人が持参または郵送により入札書を提出する場合、代理人は、入札書と同時に入札権限に関する委任状(別紙様式2)を提出(入札書と同封しないこと。)しなければならない。この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(5) 入札参加者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合(入札金額の訂正を除く。)は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

(6) 入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回を

することができない。

(7) 入札執行者は、入札参加者またはその代理人が相連合し、または不穩の挙動をする等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、またはこれを取り止めることがある。

(8) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 入札参加者またはその代理人は、本件業務に係る入札について他の入札参加者またはその代理人となることができない。

(10) 各参加者の入札のうち予定価格の制限範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

6 質問および回答の方法等

(1) 質問方法

質問書（別紙様式 2）に質問内容を記入し、に質問内容を記入し、電子メールまたは FAX により、3（2）に示す場所へ提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

(2) 質問期限

令和 8 年 11 月 19 日（木曜日）17 時 00 分

(3) 回答方法

入札参加資格確認申請書を提出した者全員に、電子メールまたは FAX で質問および回答の内容するとともに、本公告ホームページの下部に質問および回答の内容を掲載する。

(4) 回答期限

令和 8 年 11 月 20 日（金曜日）17 時を目途に回答する。

7 入札保証金および契約保証金

免除

8 郵送等による入札の可否

可。郵便等による入札の場合、入札書に記載する入札日は、公告日から（再度の入札以降は前回入札の開札日から）入札書受領期限までの日付を記入すること。

9 最低制限価格

本案件は最低制限価格を設定する。

10 入札の無効

次の各号いずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 財務規則第 199 条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

11 落札者の決定方法

- (1) 本案件は最低制限価格を設定する。滋賀県が認めた入札参加者であって、規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 失格となる入札
最低制限価格未満の価格で入札したとき。
- (3) くじによる落札者の決定
同価の入札者が 2 人以上ある場合は、くじにより当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。入札参加者がくじを自ら引かない場合は、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くこととする。

12 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

13 支払い条件

前金払いおよび部分払いは、行わない。

14 契約書の作成 必要

15 その他必要な事項

- (1) 入札参加者もしくはその代理人または契約の相手方が本件業務に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人または当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札説明会は行わない。
- (3) 契約書の提出
落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。
なお、契約の締結は、電子契約または書面契約により行うこととし、電子契約による場合には、契約書案の文言に必要な修正を行う。
- (4) 入札参加停止措置期間中の者への下請負等の禁止
入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を再請負させ、または再委託することはできない。
- (5) その他業務の詳細は仕様書等による。